

# 児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性

## Family Social Work in Children's Home

虹 釜 和 昭

### 要旨

児童養護施設に新たに配置された専門職である家庭支援専門相談員の業務比重調査を通じてその実態を探るとともに、職務内容の課題及び目標、専門性確立のための資格制度と研修方法などを考察する。また、児童相談所との関係や職務内容、施設内の位置づけなどの課題を明確にし、そのあり方を提言する。

### はじめに

厚生労働省は2004年度より全国の児童養護施設に新たなる専門職として「家庭支援専門相談員」の配置を決定した。これは2003年10月、社会保障審議会児童部会「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書の、3. 施設養護のあり方(施設サービス体系のあり方等)についての項目で「児童福祉施設には、子どもを取り巻く家庭や地域との調整など、自らがケースワークを進めるために家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)を配置すべきである。」とことが明記された。そして、同委員会の報告を受け、11月に出された、社会保障審議会児童部会報告書「児童虐待への対応など要保護児童および要支援家庭に対する支援のあり方に関する当面の見直しの方向性について」における「今後の児童虐待防止対策のあり方について」では、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化を目指した子どものみならず親を含めた家庭への支援の必要性が強調され、「家族関係調整及び地域支援」の項目において「児童福祉施設においては、施設に入所した子どもの家庭復帰や家族再統合に向けて、子どもへの支援のみならず、家族への支援や親権者との関係調整を適切に実施していくとともに、施設を退所し、地域で生活する子どもに対するアフターケア(施設退所後のケア)を充実させていくことが重要。」「さらに、児童福祉施設は、養育に関する専門知識、経験を生かし、地域の子どもやその家族(里親を含む)に対して、必要な支援を行うことも必要。」とファミリーソーシャルワークが明確に位置づけられた。

このことは、戦後の戦災孤児・浮浪児対策というパラダイムがいまだに色濃く残る現在の児童養護施設の枠組みに初めて家族へのソーシャルワークを規定し、そのための職員配置を行ったのは画期的なことであろう。

しかし、このような国の方針転換に対して児童養護施設職員には家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の業務の中身が明確でなく、本来は児童相談所が担うべき業務をどこまで施設側が行えるのか、家庭支援専門相談員の資格要件のあいまいさ、施設に過重負担を課すものとなるのでは、など懐疑的な受け止め方が多数を占めている。

本稿においては、家庭支援専門相談員をとりまくこのような現状に対し、今後の方向性を探るべく、児童養護施設における同事業の取り組み実態を調査し、本来のあり方を明らかにすることを目的とした。

## 1. 研究方法

### 1.1 調査対象及び方法

資生堂社会福祉事業財団海外研修同窓会が実施した「家庭支援専門相談員調査」に調査研究員として参画し、調査対象は全国558カ所の全児童養護施設、調査方法は質問紙を郵送配布し、231カ所(41.4%)より回答を得た。調査期間：2006年4月～5月

### 1.2 調査内容

質問紙の調査内容は、家庭支援専門相談員の業務内容と施設内の位置づけを中心に、家庭支援専門相談員配置の効果、資格要件、マニュアルやモデルなどで構成されている。当調査においては施設の養護形態や職員資格、家庭支援専門相談員の労働状況、ガイドラインの有無など多岐詳細にわたっているが、今回はその中でも特に業務内容の調査結果から家庭支援専門相談員の課題について報告したい。

## 2. 結果

### 2.1 基本的属性

#### 2.1.1 家庭支援専門相談員の配置状況

回答のあった児童養護施設のうち97%の施設には配置されており、全国児童養護施設協会における調査においてもほぼ同様の配置状況が報告されている。

また、専任と兼任の割合であるが、約73%が専任配置されており、少なくとも数の上では、家庭支援専門相談員としての本務が遂行できる配置状況であるといえよう。

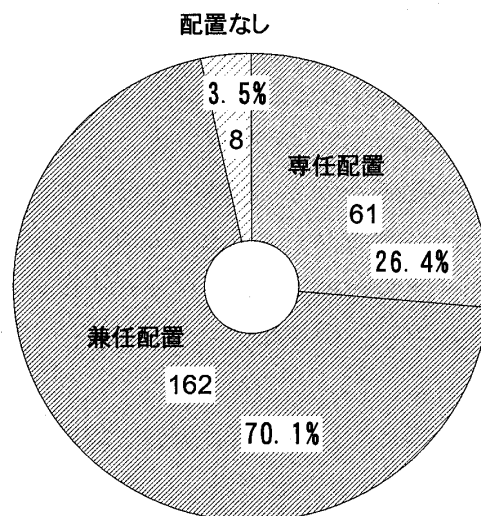


図1 児童養護施設 家庭支援専門相談員配置状況

## 児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性

### 2. 1. 2 家庭支援専門相談員の職務内容

厚生労働省より平成16年5月21日の「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」通知において出された、家庭支援専門相談員業務内容について掲げられた9項目について、実施の有無、比重の高低についてその順序を1～9までの数字で記入していただいた。

#### 家庭支援専門相談員の業務内容

1. 保護者等への早期家庭復帰のための業務
2. 退所後の児童に対する継続した生活相談等
3. 里親委託促進のための業務
4. 養育里親における養子縁組推進のための業務
5. 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談、支援等
6. 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画
7. 施設職員への助言、指導及び処遇会議への出席
8. 児童相談所等関係機関との連絡、調整
9. その他業務遂行に必要なこと

表1 家庭支援専門相談員の業務比重

	早期家庭復帰	職員へ助言等	児相との連携	アフターケア	協議会参加	里親委託促進	地域相談支援	養子縁組促進	その他業務
業務比重1	66	62	61	6	6	2	1	0	13
業務比重2	35	60	69	12	10	5	4	1	5
業務比重3	52	43	38	30	23	7	2	1	5
業務比重4	32	22	22	53	30	8	14	4	8
業務比重5	5	10	11	54	40	26	16	2	17
業務比重6	6	4	1	19	28	21	23	14	30
業務比重7	1	0	1	10	13	20	10	6	22
業務比重8	0	0	0	0	3	8	7	12	5
業務比重9	0	0	0	0	0	1	2	6	10
NA	8	4	2	21	52	107	126	159	90

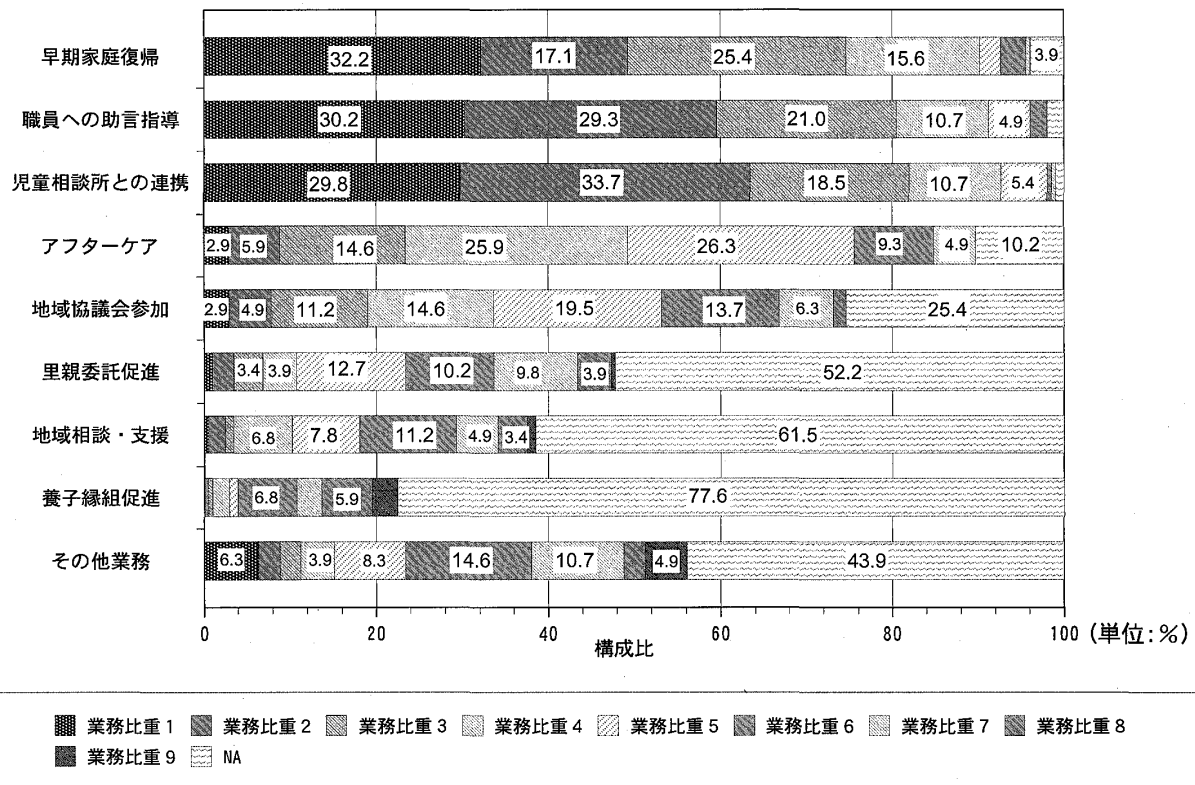


図2 児童養護施設における家庭支援専門相談員業務内容

### 2. 2. 1 保護者等への早期家庭復帰のための業務

もともと、業務内容として比重が高かった「保護者等への早期家庭復帰のための業務」は大半の施設において主要な業務と位置づけており、措置によって分断した家庭と入所児童との関係強化をはかるといふ、従来からの児童養護施設の基本的業務の一つである。家庭支援専門相談員の配置により一層強化されたと思われるが、早期復帰というよりはむしろ家族の再統合を目指す業務であるといえよう。従前は主任指導員など指導的立場の職員が中心となり、ファミリーソーシャルワークが行われていたと思われるが、保護者の動向把握的な意味合いが強く、積極的な関わりという点においては不十分であった。また、家族の再統合とは分離前の家族の元に帰る、復帰することだけを目指すのではなく、今後はパーマネンシープランニング(要養護児童に対して、長期的視野に立った養育計画を立案し、里親、養子縁組など永続的関係を構築するという視点を重視したケアプラン)に立脚したファミリーソーシャルワークが必須といえよう。

### 2. 2. 2 職員への助言指導

前述のように家庭支援専門相談員は、主任指導員などの指導的立場の人が兼務として行っている実態、これは何もファミリーソーシャルワークに限らず、施設全体の管理的立場の職員業務であり、このような関連から業務比重が高いと推察される。指導的立場以外の、専任として位置づけられた家庭支援専門相談員としての業務とは、より専門的見地から家族支援

の方法に関する助言を行うものであり、前述の統括的立場の兼任者が行う助言とは、意味合いが異なると思われる。

### 2. 2. 3 児童相談所との連携

大半の施設において業務比重が上位を占め、家庭支援専門相談員の基本的機能との理解がなされている結果が現れている項目である。児童養護施設側の児童相談所に期待する部分の現れであり、「措置権者」という立場の児童相談所との連携は不可欠との認識がある。過去には、措置権との関連で「家庭関係（環境）調整は児童相談所の役割であり、児童養護施設はあくまでも子どもの日常のケアが中心である」という時代もあったが、結局は児童相談所の限界を児童養護施設側が感じたと同時に厚生労働省もそのことを認識したのではなかろうか。社会福祉基礎構造改革という枠組みにおいて、児童相談所と児童養護施設の関係が引き続き見直されることが大いに考えられる。

### 2. 2. 4 アフターケア

2004年改正児童福祉法第41条に関連して厚生労働省は「退所児童に対するアフターケアの充実」に関し、児童が社会的に自立できるよう支援していくに当たっては、入所中のみならず退所後においても継続的に支援することが重要であるとの認識を示した。また施設の業務として、退所した者について相談その他の援助を行うこと（アフターケア）を明確にしたことを全施設に通達した。このことは、アフターケアを行なう専門職として家庭支援専門相談員を想定した。しかし、業務比重において大部分の施設では、比重にばらつきがあり、アフターケアの取り組みに関し施設間格差が大きいことが現れている。

### 2. 2. 5 要保護児童対策地域協議会などへの参画

児童福祉法25条2において、要保護児童の早期発見や家庭支援、情報交換などを目的とし、市町村における各関係機関が円卓にて協議する場としての「要保護児童対策地域協議会」が新たに規定された。その中に、児童福祉施設が具体的な参加機関としてあげられており、同協議会への参加の有無を問う項目である。しかし、回答の4分の1以上が未回答であり、業務比重の1～4を合わせても全体の3分の1という結果である。ある意味では、全く手つかずといった現状を表しているのではなかろうか。

### 2. 2. 6 里親委託促進のための業務

要保護児童対策にかかる社会的養護の重要な資源としての里親があり、児童養護施設との関係強化が求められ、しかも、キーパーソンとして家庭支援専門相談員の働き方を問うた項であるが、未回答が半数以上あり現時点での児童養護施設における里親委託推進はほとんど機能していないという結果が現れている。しかし、業務比重5～6にかけて若干のポイントが現れており、実施している施設の先進事例を通じて今後の展開を研究するなど、社会的養護としての里親のあり方を模索する一助にもなろう。

### 2. 2. 7 地域の子育て家庭に対する育児不安解消のための相談、支援等

地域に向けた働きについて、未回答が61%という数字は半数以上の児童養護施設が実質なされていないという現状を示している。しかし、業務比重1～5について合計は37施設であり、児童家庭支援センターなどが併設されているという要素が含まれるのではないかと。本来は施設の社会化という観点から児童養護施設が求められている役割の一つであるが、施設の現状からみると難しいと思われる。

### 2. 2. 8 養育里親における養子縁組推進のための業務

この項目は児童養護施設による養育里親へのサポート、特に養子縁組にかかることを問う項目であるが、未回答が全体の4分の3以上であり、しかも業務比重1～5を合計してもわずか8施設のみの回答は、児童養護施設には全くと言ってよいほど行われていない業務であろう。

## 3. 調査結果から

回答をよせていただいた231施設のうち97%の児童養護施設はすでに家庭支援専門相談員を配置しているという結果を得た。また厚生労働省報告や全国児童養護施設協議会の悉皆調査においても95%以上の児童養護施設に配置されているということから、数の上では当初の目標が達成されたといえよう。しかし、専任か兼任か、の項目では全体の4分の3は兼任配置であり、主任指導員など統括的立場の職員による家庭支援専門相談員としての位置づけであることが推し量られる。すなわち、児童福祉施設最低基準の職員配置基準の改訂(1976年以来改訂されていない)が困難な状況の中、職員増という加算配置のための家庭支援専門相談員であるとすれば、兼任であり、職務内容が従来の枠組みから脱し得ないという状況は説明がつく。あえて言及するならば、児童養護施設は第二次大戦直後の児童福祉法が制定された当時の考え方を今なお踏襲し続けている、インケア主体の極めて内向きの養育内容が展開されていると言っても過言ではあるまい。このような戦災孤児収容保護という性格が今なお色濃く残るパラダイムのもと、アウトリーチ的なファミリーソーシャルワークがどこまで浸透するかは今後の家庭支援専門相談員が専門職として確立することに負うところが大きい。

今回調査において特徴的な傾向として、家庭支援専門相談員の業務内容は「早期家庭復帰」「職員への助言指導」「児童相談所との連携」の三点が大半を占めている。しかし、「里親委託促進」「養子縁組促進」といった、児童養護施設の基本的役割とされてこなかったものに関しては、極めて実施率が低位であった。つまり、前記の三つ以外の業務は児童養護施設側にノウハウの蓄積がなく、今後実績を積み重ねることによって業務の充実が図られるのではないだろうか。

## 4. 資格制度と専門研修

児童養護施設にかかる資格として保育士、児童指導員資格が中心であるが、今回の家庭支援専門相談員については特段の資格規定は存在しない。つまり、児童養護施設職員であれば特に資格要件はなく、専門性が担保されておらず職員経験年数の長短だけで適格の有無が決まっていると

もいえよう。今後、家庭支援専門相談員がヒューマンサービスの専門職として確立していくためには資格要件の確立は必須であり、心理職を児童養護施設に導入した当時に見られた、年若い経験の浅い心理担当職員が短期間で入れ替わっていくという轍を踏まないようにしなければならず、そのためにも養成システムを構築することが喫緊の課題である。

非常勤ではあるが、文部科学省が学校現場に導入しているスクールカウンセラーが「臨床心理士資格を有すること」を求めているように、家庭支援専門相談員も最低限の資格要件を課す必要がある。また、民間機関の認定資格として、家庭支援専門相談員の資格創設という提案もあるが、社会福祉士資格と児童福祉施設における一定期間（5年以上）の実務経験と毎年の研修受講が現実的ではないか。特に、社会福祉士資格の活性化にもつながり、児童福祉関係者の関心が薄いとされている同資格の認知度向上にもつながる。

現在、家庭支援専門相談員を主たる対象としている研修として、全国児童養護施設協議会が開催する年一回のファミリーソーシャルワーク研修会が唯一であろう。この研修会もまだ歴史が浅く、主題講演、パネルディスカッション、分団といったような形で、従来のパターンを踏襲しているにすぎないのではないか。これからは民法、特に家族法関連の婚姻と離婚、親子、養子制度、扶養制度、親権などの社会福祉以外の各種関係法や発達心理学、臨床心理学の知見、カウンセリング、家族療法など関連領域を深めると同時に、より現場に即したワークショップ形式の積極的導入、研究会の自主開催なども考えられる。

そして、専門職団体の発足や、家庭支援専門相談員を独立型社会福祉士事務所の業務（児童福祉施設よりの業務委託）として位置づけることも考えられる。

## 5. 児童相談所との関連

家族関係調整とは、かつては児童相談所の独壇場とされ、児童養護施設の役割機能としては全く想定されていなかった業務である。入所から時間が経過するにつれ、子どもをケアしている立場ということから、徐々に児童相談所から児童養護施設へとシフトしてくるのが一般的である。「児童相談所は敷居が高い」との保護者の声が聞こえるように、相談、一時保護、そして入所時の手続き以外は退所手続きまで、保護者は児童相談所を意識することがなくなってくる。児童相談所側も児童養護施設に任せっきりとなり、家庭復帰のタイミングを逸することがしばしば見受けられる。

入所期間の一つのパターンとして、幼児～小学校低学年の時に措置委託され、1～3年以内に家庭引き取りがなされなかったケースの大半は中学卒業時もしくは18歳の高校卒業時までの措置となるケースが多い。すなわち、家庭復帰のタイミングを逸すると、長期間の入所措置にならざるを得ないのである。すなわち、「長い」か「短い」か、という入所期間の二極化となる。社会保障審議会児童部会報告書にあるような家庭支援専門相談員の役割に「早期家庭復帰」が記されているのは、こうした措置の長期化を防止する意図がある。

かつては、入所後1～2年を経過した時期が家庭復帰の一つの目安とされてきた。しかし、近年はケースの重篤化が顕著となり、18歳までの入所措置が増加し在所率も上昇してきている。極端に言えば、児童相談所もケースの急増に追われており、措置にて一件落着、家庭復帰の可否

判断は、一部のケースを除いて、施設側に一任されているのではなかろうか。だが、当の児童養護施設も人材不足から日々のケアに手一杯、保護者対応など不可能であり、いきおい措置が長期化してしまう。児童相談所は児童を保護し措置するだけの機関になってしまい、家庭復帰のためのソーシャルワーク機能は有効に働いていないという現実がある。

こうした状況に対し、家庭支援専門相談員の機能役割は、児童相談所機能の一部を補完するものとの考え方もあるが、そうした発想では家庭復帰という家族再統合はなし得ない。結果的には両者は家庭復帰を促進するものであるかもしれないが、その発想、手法は全く違う。すなわち、家庭支援専門相談員の立ち位置が児童相談所のケースワーカーと大きく異なっている。情緒的な表現ではあるが、保護者に寄り添い家族の悲しみに共感するといった、家族の「生きづらさ」にかかわることではなかろうか。

## 6. 施設内の位置づけ

日々、子どもと接する直接処遇職員と家庭支援専門相談員の連携・関係がファミリーソーシャルワークを左右する。よく直接処遇職員は子どもの立場で、家庭支援専門相談員は親の立場にたって支援すると語られるが、現実には「子どもの権利擁護」という軸足を基本としケースバイケースの対応となっている。二者択一的な選択を迫るのではなく、様々な条件を勘案し、双方の意見に傾聴をかさね、ある種の提案をするような支援が考えられるのではないか。

直接処遇職員が家庭支援専門相談員による保護者への様々な支援方法・アドバイスなど提案された折り、見立ての違いというべきか、意見の相違がしばしば見られコンフリクトが生じる。当然その溝をうめるべくケースカンファレンスなどにおいて相互の意見を闘わせ、結論を見いだすが、それも不調に終わったときなど、最終的に施設長のレベルの判断で方針を決定する（スーパーバイザーによる調整も考えられる）。このようなとき、感情的しこりが残り、人間関係といったレベルの問題が生じる可能性があり、家庭支援専門相談員は施設内に複数配置されていないため孤立することも考えられる。ファミリーソーシャルワークは単なる力関係や発言力だけで行われるべきでないことは理解しているが、現実には必ずしもそのとおりにない。

職員集団の中で家庭支援専門相談員の位置づけは、処遇という枠を超えた、独立した専門職としての認識が不可欠であり、否定的感情があればこの職種は成り立たない。願わくは相互に支え、支えられる関係が構築されることが望ましい。

## おわりに

家庭支援専門相談員の業務にかかる調査から、現状、そして今後のあり方考察してみた。調査に回答をよせていただいた児童養護施設はそれぞれに家庭支援専門相談員の専門性を前向きにとらえておられることを感じた。しかし、前記調査回答を見る限りにおいて、極めて狭義のファミリーソーシャルワークがその専門性のイメージであることが明確になった。

一施設あたり約532万円の家庭支援専門相談員加算についても、これを単なる人員増と捉え、この制度の趣旨に合わないような業務内容については改善が必要なのは言うまでもない。当面は主任指導員などの兼務で、ということで理解されているが、今後は業務実績によって加算が増減



## 児童養護施設における家庭支援専門相談員の専門性

することなど、児童家庭支援センター同様、年間実績、詳細な報告書などのエビデンスが求められ、福祉サービス第三者評価の大きなポイントとなるであろう。

専門職の成立の条件である「技術」や「知識」の体系化に関しては今後の大きな課題といえよう。これからの事例の集積などにより、個別対応職員や心理職との協働も視野に入れた、支援プログラムや業務に関するガイドラインやマニュアルの作成が期待される。そのためにも家庭支援専門相談員に対する、直接処遇職員の意識改革なくしては、制度の定着はあり得ない。児童養護施設の一スタッフというよりも、独立した権限を有する専門職というとらえ方をしないと前述のごとく、対立関係や不信感だけが先行してしまう。

社会福祉サービスの専門性論議は、いつもタマネギの皮むきに例えられほど、いつまでたっても中身が見えてこない。すなわち、このことは対人援助サービスにおける科学的知見、定量化、計量化の課題がいつまでも克服できないことに依拠している。社会福祉学が今日なお確立しておらず、学術的にも最も未熟な領域の一つである。学者による机上の空論と施設現場職員が揶揄し、研究者は社会福祉現場の恣意性を非難する。

しかし、現実には児童養護施設での暮らしを余儀なくされた数多くの子どもたちが、一時も早くこの施設生活よりの脱出を望んでいる現実に眼を向けるべきである。児童養護施設の中でも、最も困難な「家族の再生」という途方もない大きな課題ではあるが、新たな光を見いださうる専門職としての家庭支援専門相談員の今後の働きに期待したい。

### 参考文献

菅原哲男著「家族の再生」言叢社 2004 年

季刊「児童養護」Vol35-3「家庭支援専門相談員の活動と実際の課題」2005 年

長谷川真人・堀場純矢編著「児童養護施設と子どもの生活問題」三学出版 2005 年

中山正雄著「児童福祉施設における家庭支援専門相談員の役割と働き方モデル作成のための研究」資生堂児童福祉海外研修同窓会研究会 2006 年